



議案第十八号

三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決
を求める。

昭和五十二年三月十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾貳年参月廿日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第三十一号）の
一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

利用者の区分	室 別	定員（一） は宿泊の定員	休憩使用料 （一人一回当り） （一）は最低使用料	宿泊使用料 （一人一泊当り） （一）は最低使用料	入湯料 午後五時以降一人一回当り	備 考 （使用料の特例等）
一 町内に住所を有する者で六十才以上の者及び身体障害者手帳所持者	和室 大集会室 （六畳）	三六 人	〇 円 （一〇〇〇） （三〇〇）	〇 円 四〇〇	大人五〇円 小中学生 三〇円	1 小中学生の休憩及び宿泊使用料は、定額の五割を減額した額とする。ただし、町外者には適用しない。
二 町内に住所を有する一以外の者	和室 大集会室 （六畳）	三六	三〇〇 （一、三〇〇）	〇		2 酒類等飲食したときは、酒類一人当り一〇〇円を加算する。
三 町内に住所を有しない者	和室 大集会室 （六畳）	三六 （三六）	四〇〇 （四、五〇〇） （一、五〇〇）	〇 一、三〇〇	大人一〇〇円 小中学生 五〇円	3 休憩使用料は、備品の使用料は、浴衣一枚一〇〇円、電気コタツ一枚一〇〇円とする。
附 則	和室 大集会室 （六畳）	三六 （三六）	四〇〇 （四、五〇〇） （一、五〇〇）	〇 一、三〇〇	大人一〇〇円 小中学生 五〇円	4 集会室、冷暖房使用中は、大集会室一人三〇円、小集会室一人一〇〇円、加算する。ただし、町内に住所を有する者は無料とする。

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。